

新 旧 対 照 表

第2 「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)関係

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><b>法第33条（譲渡所得）関係</b></p> <p>（特別高圧架空電線等の意義）</p> <p>33 - 12 . . . . . 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第2条第1項第3号（電圧の種別等）に規定する特別高圧・ . . . . .</p> <p>（複利の方法で計算した現在価値に相当する金額の計算）</p> <p>33 - 14 . . . . . 「通常の利率」は昭和39年4月25日付直資56・直審（資） 17「財産評価基本通達」（法令解釈通達）の4 - 4に定める基準年利率、「貸 付けを受ける期間」は. . . . .</p> <p>(注) 同条第1項に規定する金銭の貸付けを受けた日を含む月の基準年利率が 公表されていない場合は最も近い月の利率とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>法第37条（必要経費）関係</b></p> <p>（林地賦課金）</p> <p>37 - 33 独立行政法人緑資源機構法第21条第1項（賦課金）の規定により. . . . . . . .</p> <p>（立木賦課金）</p> <p>37 - 34 独立行政法人緑資源機構法第21条第1項の規定により. . . . .</p>	<p><b>法第33条（譲渡所得）関係</b></p> <p>（特別高圧架空電線等の意義）</p> <p>33 - 12 . . . . . 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）第3条第1項第3号（電圧の種別）に規定する特別高圧. . . . . . . .</p> <p>（複利の方法で計算した現在価値に相当する金額の計算）</p> <p>33 - 14 . . . . . 「通常の利率」は年3.0%、「貸付けを受ける期間」は. . . . . . . .</p> <p>(注) 利率を1.50%とした場合の複利現価率は、表1のとおりである。</p> <p style="text-align: center;"><b>法第37条（必要経費）関係</b></p> <p>（林地賦課金）</p> <p>37 - 33 森林開発公団法第25条第1項（賦課金）の規定により. . . . .</p> <p>（立木賦課金）</p> <p>37 - 34 森林開発公団法第25条第1項の規定により. . . . .</p>

**法第39条（たな卸資産等の自家消費の場合の総収入金額算入）  
関係**

（山林を家事消費した場合の所得区分）

39 - 4 . . . . .

（注） . . . . . 当該山林が自己の育成に係るものであるとの取扱いについては、23～35共 - 12参照

**法第64条（資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例）関係**

（各種所得の金額の計算上なかったものとみなされる金額）

64 - 2 の 2 . . . . . 第20条第4項（長期譲渡所得の課税の特例）、第21条第8項（短期譲渡所得の課税の特例）、 . . . . .

- (1) . . . . .
- (2) . . . . .
- (3) . . . . .

（譲渡所得に関する買換え等の規定との関係）

64 - 3 の 2 . . . . . 第37条の7（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）、第37条の9の2（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）若しくは第37条の9の3（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例）の規定（64 - 3の3までにおいて「買換え等の規定」という。）と法第64条の規定の適用を受ける場合には、まず、買換え等の規定を適用し、次に同条の規定を適用するのであるから留意する。

**法第39条（たな卸資産等の自家消費の場合の総収入金額算入）  
関係**

（山林を家事消費した場合の所得区分）

39 - 4 . . . . .

（注） . . . . . 当該山林が自己の育成に係るものであるとの取扱いについては、23～35共 - 13参照

**法第64条（資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例）関係**

（各種所得の金額の計算上なかったものとみなされる金額）

64 - 2 の 2 . . . . . 第20条第4項（長期譲渡所得の課税の特例）、第21条第9項（短期譲渡所得の課税の特例）、 . . . . .

- (1) . . . . .
- (2) . . . . .
- (3) . . . . .

（譲渡所得に関する買換え等の規定との関係）

64 - 3 の 2 . . . . . 第37条の7（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）若しくは第37条の9の2（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）の規定（64 - 3の3までにおいて「買換え等の規定」という。）と法第64条の規定の適用を受ける場合には、まず、買換え等の規定を適用し、次に同条の規定を適用するのであるから留意する。